

長野県林業公社造林事業仕様基準

昭和 41 年 7 月 27 日制定
平成 16 年 6 月 28 日改正
平成 18 年 3 月 16 日改正
平成 19 年 5 月 25 日改正
平成 21 年 3 月 23 日改正
平成 23 年 5 月 6 日改正
平成 24 年 3 月 26 日改正
平成 25 年 3 月 5, 7 日改正
平成 25 年 4 月 1 日改正
平成 25 年 7 月 1 日改正
平成 26 年 4 月 1 日改正
平成 26 年 11 月 20 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 29 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正
令和 7 年 7 月 1 日改正

I 総 則

1 適 用

- (1) 長野県林業公社造林事業仕様基準（以下「仕様書」という。）は、長野県林業公社（以下「公社」という。）が発注する林業公社造林事業に係る請負契約書及び設計図書の内容について、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 請負者は、仕様書に規定のない事項については、別に定める特別仕様書によるものとする。
- (3) 契約図書は、相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (4) 特別仕様書、図面、又は仕様書の間に相違がある場合には、請負者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- (5) 請負者は、信義に従って誠実に業務を履行し、監督員の指示がない限り事業を継続しなければならない。ただし、契約書の条項に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

2 設計図書の照査等

- (1) 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与す

ることができる。

- (2) 請負者は、施工前及び施工途中において、契約書の条項に定める設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図等を含むものとする。また、請負者は監督員からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
- (3) 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

3 工程表

請負者は、契約書の条項に定める工程表を所定の様式に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。

4 事業の着手

請負者は、設計図書に定めのある場合のほか、特別の事情がない限り契約締結後 10 日以内に着手しなければならない。

5 事業の下請負

請負者は、契約書の条項に基づき事業の一部を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 請負者が、事業の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が、長野県における森林整備業務入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負事業の施工能力を有すること。

6 事業に関する施工範囲確認等

請負者は、事業着手後直ちに施工範囲を確認し、設計図書と差異が認められる場合は監督員の指示を受けなければならない。

7 事業写真

請負者は、事業の写真について信州の森林づくり事業実施要領 別紙 1 施工写真に準じて撮影すること。

また、指示を受けた部分の施工の状況について撮影しなければならない。

Ⅱ 一 般 的 事 項

- 1 事業の実施期限を厳守すること。
- 2 明示のない事項及び不明瞭な点については、すべて監督員の指示を受けて行うこと。
- 3 事業の実施に当たっては、関係法令の規定を遵守するとともに、作業員の危険防止につ

いて嚴重な注意を払うこと。

- 4 事業地内の火災防止に万全を期すること。
- 5 作業個々の具体的事項については、次の作業種別仕様書によって実施すること。
- 6 仕様内容については、作業員に十分徹底するように措置すること。

Ⅲ 作 業 種 別 仕 様

1 地拵事業仕様書

請負者は、地拵事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 地拵の時期については、所定の期日を選んで実施すること。
- 2 地拵終了時には、監督員の検査又は写真等の資料を提出し、指示を受けること。
- 3 地拵は、全刈りを原則とすること。
- 4 区域内に生育する有用稚樹は監督員の指示に従い残在すること。
- 5 区域内にある笹、雑草等は地際から刈払うこと。
- 6 区域内にある立木及びかん木については、指定するもの以外は地際から伐倒すること。
- 7 伐倒又は刈払いした立木、雑草等並びに間伐、主伐時に残された枝条等は、枝払い、細分処理し、植栽に支障とならないように次の事項により筋状に集積しなければならない。
 - (1) 集積の方向は、ほぼ等高線沿いとする。
 - (2) 集積高は、1.5mを限度に地況、積雪量及び風向等の気象条件を勘案のうえ決定すること。また、集積幅は植栽列間隔以下とすること。
 - (3) 集積間隔は植栽列2列以上とすること。
 - (4) 集積筋の下段には、杭を打つか、立木の刈足を高くして集積物の転落を防止する措置を行うこと。
- 8 植栽地については、設計図書に示す以外に次の事項の箇所が含まれる場合の立木、雑草等の伐倒又は刈払いは、監督員の指示を受けなければならない。
 - (1) 岩石地、せき悪地、湿地等の更新困難地
 - (2) 崩壊地又は崩壊の恐れがある地域
 - (3) その他特別な理由のため必要な地域
- 9 薬剤の使用は、原則として行わないこと。ただし、別に定める仕様書により指定される場合は、特に第三者に被害を与えないよう留意すること。

2 植栽事業仕様書

請負者は、植栽事業の実施に当たっては、次の事項によらなければならない。

1 苗木

- (1) 使用する苗木は、産地、生産者及び規格（長野県林業用苗木規格）等を明示した
- (2) 生産事業者表示票（林業種苗法第18条）を添付してあるものであること。
苗木の樹種、規格、本数、運搬方法、梱包方法、集荷場所及び荷受期日等について
予め納入者と連絡を密にしておくこと。
- (3) 苗木の荷受に当たっては、事業地ごとに納品書及び生産事業者表示票に基づいて
樹種・規格及び本数を点検して受領すること。
- (4) 受領した苗木は、直ちに仮植地に運搬し、搬入期ごと及び産地別に本数の5%以上
（ただし1万本以上の場合は3%以上）を抽出し、規格、本数及び罹病の有無等の検収
をすること。
- (5) ダンボール又はシート（以下「梱包材」という。）により梱包された苗木は、前（4）
による抽出本数相当分の梱包を開梱して、規格、本数及び罹病の有無等の検収を実施
したうえ、直ちに仮植すること。

2 仮植

- (1) 仮植地は、植栽予定地の近くで風当たりの少ない日蔭の適潤地を選定すること。
- (2) 仮植地は、予め耕耘しておくこと。
- (3) 仮植地は、十分に深く掘り、束を解いた苗木は、根が曲らないよう、1本ずつ並べる
こと。
- (4) 最下枝がやや埋まる程度に土をかけて、両側から十分に踏み付けること。
- (5) 乾燥しやすい場合、あるいはやむを得ず長日数仮植する場合は、蒸れないように日
除を行い、適時にかん水する等の適切な処置を講ずること。
- (6) 野鼠、野兎等に喰害を受ける恐れのある箇所にあつては、予防薬剤の散布、防そ溝
の設置、あるいは仮植地の周囲を網で囲む等の予防措置を講ずること。
- (7) 仮植地は常に巡視し、管理に万全を期すること。

3 梱包材の取扱

- (1) 梱包材は、原則としてヘリコプター等による運搬用として使用するものとし、現地
搬入後は直ちに植栽すること。
- (2) 梱包材は絶対に損傷しないよう、取扱いには十分注意を払うこと。
- (3) 不良な梱包材を使用したもの、あるいは梱包方法が不適切なものは、現地搬入前に
適切な措置を講ずること。

4 植付

(1) 植付時期

ア 植付は適期に行うこと。

イ 乾燥日が続き、又は乾風の強い日など、植付後の活着が危ぶまれる時は作業を
中止すること。

(2) 植 付 本 数

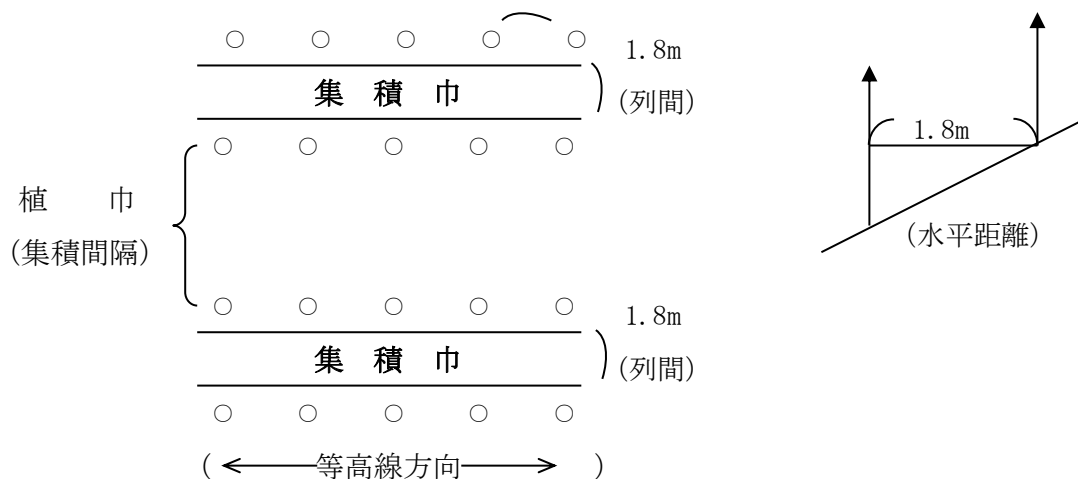
ア 樹種別ヘクタール当たり植付本数及び苗間、列間は下表を標準とすること。

イ 苗間、列間の距離を保持するため、植縄又は案内棒を用いること。

なお、伐根等により定位置に植付けのできない場合は、列方向（等高線方向）にずらして植付けること。

樹 種	ヘクタール当たり 植 付 本 数	苗間×列間（水平距離）
スギ、ヒノキ、アカマツ	3, 0 0 0 本	1. 8 m×1. 8 m
カラマツ	2, 3 0 0 本	2. 4 m×1. 8 m
その他樹種	別途指示する	別途指示する

苗間 $\begin{cases} \text{スギ、ヒノキ、アカマツ} & 1. 8 \text{ m} \\ \text{カラマツ} & 2. 4 \text{ m} \end{cases}$



(3) 苗木の取扱

ア 仮植地より運搬した苗木は、根部を直射日光や風等に当てないように日陰を選びぬれむしろ等をかけて、乾燥を防止すること。

イ 梱包材を開梱した苗木は、乾燥しやすい状態にあるため、速かに根付すること。

また、取り出した残りの苗木は日陰に置き、乾燥しないようにすること。

ウ 苗木は一度に50本以上携行してはならないこと。

エ 苗木の携行は必ず苗木袋を用い、根付の直前に1本ずつ取り出して根付けること。

(4) 植 付 方 法

- ア 植付位置を中心として、約70cm四方の落葉落枝を取り除き、鍬をまんべんなく打込んで土をやわらかにすること。
- イ 植穴及びその周辺の腐植質を含んだ肥土(表土)を掘り起して集めておくこと。
- ウ 植穴は、落葉落枝を除いたほぼ中央に径30cm、深さ25cm程度に山側を切り立てて掘起し、土は穴の手前におくこと。
- エ 植穴の底が中高になるように表土を入れ、その上に苗木を入れ、根系をできるだけ自然のままに拡げること。
- オ 根の間に土が十分密着するように苗木をゆり動かしながら、集めておいた残りの表土及び植穴上方の表土をかけること。
- カ 手で軽く引いて、抜けない程度に踏み付けること。
- キ 最後に落葉落枝を元の位置に戻して、乾燥を防ぐこと。

3 補植(改植)事業仕様書

請負者は、補植(改植)事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 地 拵
草、つる、笹及び雑木、かん木等は、特に指示する以外は、予め地際から刈払い、植栽の支障とならないように整理すること。
 - 2 苗 木
 - 3 仮 植
 - 4 植 付
- 「植栽事業仕様書」に準ずること。

4 施肥事業仕様書

請負者は、施肥事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 施肥の時期については、所定の時期までに適期を選んで実施すること。
- 2 施肥の方法については、特に定めがない場合には「半円施肥」とし、山側の半周帯に根茎に直接影響を及ぼさない程度に溝を掘り、均等に肥料を施して軽く覆土し、落葉、落枝等で被覆すること。
- 3 降雨時には肥料を散布してはならない。
- 4 施肥に当たっては、所定量を計算できる容器を用いて散布すること。
- 5 肥料の空袋の処分については、空袋に番号を付して保存し、写真撮影をした後でなければ廃棄してはならないこと。

5 下刈事業仕様書

請負者は、下刈事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 下刈の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施すること。
- 2 設計図書に示す下刈の方法
 - (1) 下刈は全刈とし、草、つる、笹及び雑木、かん木等は地際から刈払うこと。

- (2) 集積物の下にある切株からの萌芽は、すべて刈払うこと。
- (3) つる類は区域外からの侵入したつるもすべて切断し、植栽木を損傷しないようにして取りはずすこと。
- (4) 刈払った草、つる、笹及び雑木、かん木等は、歩道上に置かないこと。
- (5) 刈払いに当たっては、植栽木を損傷しないように、予め植栽木の周囲を刈払い、植栽木の位置を明らかにした後、刈払いを行うこと。
- (6) 植栽木で2本以上に分岐しているものは、優良なものを1本残して、他を切取ること。
- (7) 植栽木の枯損が著しい部分を発見した場合は、作業を中止し、速かにその概況（位置、面積、原因等）を監督員に報告のうえ、その指示を待つこと。

6-1 つる切事業仕様書

請負者は、つる切事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 つる切の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施すること。
なお、区域外から侵入したつるも、つる切の対象とすること。
- 2 設計図書に示すつる切の方法
 - (1) つるは、できるだけ地際より30cm以内で切断すること。
 - (2) つるは、植栽木を損傷しないようにすべて切断すること
 - (3) 切断は、刈払機等により行うものとする。
 - (4) 株数等については、別途仕様書によること。

6-2 つる切事業仕様書

請負者は、つる切事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 つる切の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施すること。
なお、区域外から侵入したつるも、つる切の対象とすること。
- 2 設計図書に示すつる切の方法
 - (1) つるは、できるだけ地際より30cm以内で切断すること。
 - (2) つるは、植栽木を損傷しないようにすべて切断すること。
 - (3) 切り口は、できるだけ上向きにフラットに切断すること。
 - (4) 切断した全てのつるに塗布し、目印として切断した下部のつる株に支給したテープ（20cm）を巻くこと。
 - (5) 切断は、刈払機等により行うものとする。
 - (6) 株数等については、別途仕様書によること。
- 3 切断したつるの下部切り口に1本当り6ccのラウンドアップ3倍希釈液を塗布すること。

6-3 つる切事業仕様書

請負者は、つる切事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 つる切の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施すること。
なお、区域外から侵入したつるも、つる切の対象とすること。
- 2 林内整理伐の方法
 - (1) 植栽木と混生している雑木・かん木等及びつる切作業に影響のある雑木・かん木等はすべて地際から伐倒・刈払いし、植栽木の生育の支障とならないよう地上に横たえておくこと。
 - (2) その他必要事項については、別途指示を受けて作業すること。
- 3 設計図書に示すつる切の方法
 - (1) つるは、できるだけ地際より30cm以内で切断すること。
 - (2) つるは、植栽木を損傷しないようにすべて切断すること
 - (3) 切断は、刈払機等により行うものとする。
 - (4) 株数等については、別途仕様書によること。

7 枝打ち事業仕様書

請負者は、枝打ち事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 枝打ちの時期については、所定の期日までに適期を選んで実施すること。
- 2 設計図書に示す枝打ちの方法
 - (1) 枝打ちは、区域内の対象木について設計図書に定められた高さまで行うこと。
 - (2) 枝打ちは、樹幹に沿って枝の下方から切り上げ、次に上から切り下ろすものとし、鋭利な鉋又は鋸を使用して切断すること。
 - (3) 切口は樹幹に接し、表面はできる限り平滑にし、樹幹を損傷しないこと。
 - (4) つる類は区域外からの侵入したつるもすべて切断し、植栽木を損傷しないようにして取りはずすこと。
 - (5) 林縁木は外側の生枝の枝打ちを行わずに、片枝とすること。
 - (6) 枝打ち率等については、別途仕様書によること。

8 除伐事業仕様書

請負者は、除伐事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 除伐の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施すること。
- 2 設計図書に示す除伐の方法
 - (1) 植栽木及び有用樹以外の雑木等は、すべて地際から伐倒・刈払いし、植栽木等の生育の支障とならないよう地上に横たえておくこと。
 - (2) つる類は区域外からの侵入したつるもすべて切断し、植栽木を損傷しないようにして取りはずすこと。
 - (3) 植栽木中の不良木等については、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。

- (4) 植栽地に目的外の天然木が侵入した場合で、その樹種が森林保全上有益であり成長が良好である場合には、監督員に報告のうえ残置し、成林を図ること。
- (5) 区域内に歩道等がある場合は、巡視等の支障にならないように刈払物を除去すること。
- (6) 区域外及び溪流内には刈払物を倒さないこと。また、倒した場合は除去して落下及び流出防止のための固定等の処置をすること。
- (7) その他必要事項については、別途指示を受けて作業すること。

9 巻枯し事業仕様書

請負者は、巻枯し事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 巻枯しの時期については、所定の期日までに適期を選んで実施すること。
- 2 設計図書に示す巻枯しの方法
 - (1) 巻枯しは、できるだけ胸高より以下で実施すること。
 - (2) 巻枯し巾は、50cm以上とすること。
 - (3) 雑木が混在して成林している部分においては、雑木等の巻枯しにより林内の疎開が過大とならないように留意すること。
 - (4) 巻枯し本数等については、別途特別仕様書によること。

10-1 保育間伐Ⅰ事業仕様書

請負者は、保育間伐Ⅰ事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 保育間伐Ⅰの時期については、所定の期日までに適期を選んで実施すること。
- 2 対象木の選定
 - (1) 間伐の対象木は、主として主幹の欠損木、二又木(元からの二又は片方を伐採)、曲がり木等の不整形木並びに外部から認めることのできる空洞木(部分的腐朽木を含む。)、枯損木、被害木、主伐対象木以外の健全木及び保育中の有用樹以外の雑木、かん木等とすること。
 - (2) 間伐後の残存木(主伐対象木)が適正間隔を保つように選木すること。
 - (3) 間伐率等については、別途仕様書によること。
- 3 林内整理伐作業の方法
 - (1) 間伐対象木の周囲及び間伐対象木間への移動などで間伐作業に影響のある雑木、かん木等はすべて地際から伐倒・刈払いし、残存木の生育の支障とならないよう地上に横たえておくこと。
 - (2) 区域内に歩道等がある場合は、巡視等の支障にならないように刈払物を除去すること。
 - (3) 区域外及び溪流内には刈払物を倒さないこと。また、倒した場合は除去して落下及び流出防止のための固定等の処置をすること。
 - (4) その他必要事項については、別途指示を受けて作業すること。

4 間伐作業の方法

- (1) 伐倒する立木は、できるだけ地際より伐倒すること。
- (2) 伐倒に当たっては、残存木を損傷させぬよう留意するとともに、かかり木等によって残存木の成育の支障とならないように留意すること。
- (3) 伐倒木は、当該造林地における作業並びに管理の妨げとならないよう整理するとともに、設計図書に定めのある場合、枝払い・玉切りを行って幹を地面に接するまでの作業を伐採木の概ね 80%以上で実施すること。
- (4) つる類は区域外からの侵入したつるもすべて切断し、残存木から取りはずすこと。
- (5) 雑木が混生して成林している部分においては、雑木の伐倒により林内の疎開が過大とならないように留意すること。
- (6) 伐倒した間伐木(雑木を含む。)を林外へ持出す場合には、公社の承諾を受けること。
- (7) 区域外及び溪流内には刈払物を倒さないこと。また、倒した場合は整理して落下及び流出防止のための固定等の処置をすること。
- (8) その他必要事項については、別途指示を受けて作業すること。

10-2 保育間伐Ⅱ事業仕様書

請負者は、保育間伐Ⅱ事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 保育間伐Ⅱの時期については、所定の期日までに適期を選んで実施すること。
- 2 対象木の選定
 - (1) 間伐の対象木は、主として主幹の欠損木、二又木(元からの二又は片方を伐採)、曲がり木等の不整形木並びに外部から認めることのできる空洞木(部分的腐朽木を含む。)、枯損木、被害木、主伐対象木以外の健全木及び保育中の有用樹以外の雑木、かん木等とすること。
 - (2) 間伐後の残存木(主伐対象木)が適正間隔を保つように選木すること。
 - (3) 間伐率等については、別途仕様書によること。
- 3 除伐作業の方法
 - (1) 植栽木及び有用樹以外の雑木等は、すべて地際から伐倒・刈払いし、植栽木等の生育の支障とならないよう地上に横たえておくこと。
 - (2) つる類は区域外からの侵入したつるもすべて切断し、植栽木を損傷しないようにして取りはずすこと。
 - (3) 植栽地に目的外の天然木が侵入した場合で、その樹種が森林保全上有益であり成長が良好である場合には、監督員に報告のうえ残置し、成林を図ること。
 - (4) 区域内に歩道等がある場合は、巡視等の支障にならないように刈払物を除去すること。
 - (5) 区域外及び溪流内には刈払物を倒さないこと。また、倒した場合は除去して落下及び流出防止のための固定等の処置をすること。
 - (6) その他必要事項については、別途指示を受けて作業すること。

4 間伐作業の方法

- (1) 伐倒する立木は、できるだけ地際より伐倒すること。
- (2) 伐倒に当たっては、残存木を損傷させぬよう留意するとともに、かかり木等によって残存木の成育の支障とならないように留意すること。
- (3) 伐倒木は、当該造林地における作業並びに管理の妨げとならないよう整理するとともに、設計図書に定めのある場合、枝払い・玉切りを行って幹を地面に接するまでの作業を伐採木の概ね 80%以上で実施すること。
- (4) つる類は区域外からの侵入したつるもすべて切断し、残存木から取りはずすこと。
- (5) 雑木が混生して成林している部分においては、雑木の伐倒により林内の疎開が過大とならないように留意すること。
- (6) 伐倒した間伐木(雑木を含む。)を林外へ持出す場合には、公社の承諾を受けること。
- (7) 区域外及び溪流内には伐倒木を倒さないこと。倒した場合は整理して落下及び流出防止のための固定等の処置をすること。
- (8) その他必要事項については、別途指示を受けて作業すること。

11 保育間伐Ⅰ・間伐事業仕様書

請負者は、保育間伐Ⅰ・間伐事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 保育間伐Ⅰ・間伐の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施すること。
- 2 対象木の選定
 - (1) 間伐の対象木は、主として主幹の欠損木、二又木(元からの二又は片方を伐採)、曲がり木等の不整形木並びに外部から認めることのできる空洞木(部分的腐朽木を含む。)、枯損木、被害木、主伐対象木以外の健全木及び保育中の有用樹以外の雑木、かん木等とすること。
 - (2) 間伐後の残存木(主伐対象木)が適正間隔を保つように選木すること。
 - (3) 間伐率等については、別途仕様書によること。
- 3 作業の方法
 - (1) 伐倒する立木は、できるだけ地際より伐倒すること。
 - (2) 伐倒に当たっては、残存木を損傷させぬよう留意するとともに、かかり木等によって残存木の成育の支障とならないように留意すること。
 - (3) 伐倒木は、当該造林地における作業並びに管理の妨げとならないよう整理するとともに、設計図書に定めのある場合、枝払い・玉切りを行って幹を地面に接するまでの作業を伐採木の概ね 80%以上で実施すること。
 - (4) つる類は区域外からの侵入したつるもすべて切断し、残存木から取りはずすこと。
 - (5) 雑木が混生して成林している部分においては、雑木の伐倒により林内の疎開が過大とならないように留意すること。
 - (6) 伐倒した間伐木(雑木を含む。)を林外へ持ち出す場合には、公社の承諾を受けること。

- (7) 区域外及び溪流内には伐倒木を倒さないこと。また、倒した場合は整理して落下及び流出防止のための固定等の処置をすること。
- (8) その他必要事項については、別途指示を受けて作業すること。

12 間伐事業仕様書

請負者は、間伐事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

1 間伐の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施すること。

2 対象木の選定

- (1) 間伐の対象木は、主として主幹の欠損木、二又木(元からの二又は片方を伐採)、曲がり木等の不整形木並びに外部から認めることのできる空洞木（部分的腐朽木を含む。）、枯損木、被害木、主伐対象木以外の健全木及び保育中の有用樹以外の雑木、かん木等とすること。
- (2) 間伐後の残存木（主伐対象木）が適正間隔を保つように選木すること。
- (3) 間伐率等については、別途仕様書によること。

3 林内整理伐の方法

- (1) 間伐対象木に影響のある雑木・かん木等はすべて地際から伐倒・刈払いし、間伐作業の支障とならないよう、地上に横たえておくこと。
- (2) 区域内に歩道等がある場合は、巡視等の支障にならないように刈払物を除去すること。
- (3) 区域外及び溪流内には刈払物を倒さないこと。また、倒した場合は除去して落下及び流出防止のための固定等の処置をすること。
- (4) その他必要事項については、別途指示を受けて作業すること。

4 作業の方法

- (1) 伐倒する立木は、できるだけ地際より伐倒すること。
- (2) 伐倒に当たっては、残存木を損傷させぬよう留意するとともに、かかり木等によって残存木の成育の支障とならないように留意すること。
- (3) 伐倒木は、当該造林地における作業並びに管理の妨げとならないよう整理するとともに、設計図書に定めのある場合、枝払い・玉切りを行って幹を地面に接するまでの作業を伐採木の概ね80%以上で実施すること。
- (4) つる類は区域外からの侵入したつるもすべて切断し、残存木から取りはずすこと。
- (5) 雑木が混生して成林している部分においては、雑木の伐倒により林内の疎開が過大とならないように留意すること。
- (6) 伐倒した間伐木（雑木を含む。）を林外へ持ち出す場合には、公社の承諾を受けること。
- (7) 区域外及び溪流内には刈払物を倒さないこと。また、倒した場合は整理して落下及び流出防止のための固定等の処置をすること。
- (8) その他必要事項については、別途指示を受けて作業すること。

13 雪起し、根踏み事業仕様書

請負者は、雪起し及び根踏み事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 雪起しの時期については、所定の期日までに適期を選んで速やかに実施すること。
- 2 設計図書に示す雪起しの方法については、被害木の2/3程度の高さの幹又は力枝に縄又はビニールテープ等をかけ、損傷しないように注意して正常な姿に引き起こし、縄の他端を傾斜した反対側の根株か植栽木の根元に結びつけること。
- 3 設計図書に示す、根踏みの方法については、雪害、凍上により、浮上又は傾きの甚だしい植栽木の樹幹及び枝条を損傷しないように注意して正常な姿に戻し、根際を十分に踏み固めること。また、根の露出している被害木は植え直すこと。

14 クズ枯殺事業仕様書

請負者は、クズ枯殺事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 クズ枯殺の時期については、所定の期日までに適期を選んで速やかに実施すること。
- 2 葉面散布
 - (1) 使用する薬剤並びに撒布数量は別途指示を受けたものとし、クズの葉面にまんべんなく散布すること。
 - (2) できるだけ均一に散布し、局所的に大量施用を避けること。
 - (3) 散布時期は、クズの茎葉が伸長し、葉が地面を覆っている時期とすること。
 - (4) 降雨時又は降雨が予想される時は、散布を取りやめること。
 - (5) 朝の葉が横に広がっている時間帯に散布すること。
 - (6) 薬剤を別途指示する数量を保留しておき、後日まき残しの箇所及びまきむらの箇所について散布すること。
 - (7) 作業に当たっては、薬剤使用上の注意事項を厳守すること。
- 3 スポット処理
 - (1) 使用する薬剤並びに散布数量は、別途指示を受けたものとする。
 - (2) 散布量は、株の大きさによって適宜増減すること。
 - (3) 処理箇所は、株頭又は木質化したつるとし、鉋等で株頭に傷をつけ、つるは表面を削るか、縦割にして、切口に薬剤をまんべんなく付着するように散布すること。
 - (4) 降雨時又は降雨が予想される時は作業を取りやめること。
 - (5) 処理の時期は、クズの根株が発見しやすい時期とすること。
 - (6) 作業に当たっては、薬剤の使用上の注意事項を厳守すること。
 - (7) 水溶液を作る場合は、清水を使用し、切口に土が付着しないよう注意すること。
 - (8) 薬剤を別途指示する数量を保留しておき、後日まき残しの箇所及びまきむらの箇所について散布すること。

15 獣害（カモシカ）防除事業仕様書

請負者は、薬剤塗布によるカモシカの防除事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

1 薬剤塗布方法

- (1) 使用する薬剤は原則として「ヤシマレント」とすること。
- (2) 一本当たり 1 g を目途に頂芽に薬剤を塗布しないように注意し、梢頭とこれを取りまく側枝 5～6 本の枝葉にまんべんなく塗布すること。
- (3) 塗布の時期は、降雪前とすること。
- (4) 雨天及び降雨が予想される日は、作業を行わないこと。

16 獣害（ニホンジカ）防除事業仕様書

請負者は、薬剤塗布によるニホンジカの防除事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

1 薬剤塗布方法

- (1) 使用する薬剤は原則として「ユニファー」(3 倍液)とすること。
- (2) 散布高 60 cm までは一本当たり約 15cc を目途にまんべんなく(散布) すること。
- (3) 散布高 60 cm から 110 cm までは一本当たり約 20cc を目途に梢頭と側枝及び幹に散布すること。
- (4) 散布高 110 cm 以上は一本当たり約 27cc を目途に幹及び側枝に散布すること。
- (5) 塗布の時期は、降雪前とすること。
- (6) 雨天及び降雨が予想される日は、作業を行わないこと。

17 獣害防除（シカ被害防止柵設置）事業仕様書

請負者は、シカ被害防止柵設置による獣害防除事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

1 シカ被害防止柵設置方法

防止柵設置は設計書及び図面に基づいて施行するほか、次の各項を遵守すること。

(1) 材 料

使用する材料は、キズ、破損等があってはならない。

(2) 設 置

ア 支柱はアルミ柱ポール(33 mm×2.7m)を基本とするが、現地で雑木等の立木が容易に調達できる場合は、これを優先利用する。

イ 支柱は 2.5m 間隔に配列し、下部 50cm を地中に埋込み(打込)固定する。

ウ 支柱は切株(無い場合は、アンカーピンを打込む)等を利用して、鉄線で柵の内及び外側に引っ張り固定する。

エ ネットは帳高 2.0m とし、上部を張りロープ、下部を押えロープで保持し支柱に各ロープを固定する。またネットは支柱に 2 ヲ以上鉄線で固定し余裕

をもたせて張設する。なおネットの高さが 2.3m の場合は、0.3m を柵の外側に伏せ、たるみがないように枯木を載せる。

オ 張りロープはたるみが生じないように、鉄線で固定し、押えロープは地面の起伏に応じアンカーピンを打込み、(切株がある場合は鉄線で固定し)張設する。

カ 作業出入口を 200m に一箇所設ける。また柵に切れ間が生じないように作設する。

キ 柵設置前に、柵下 50cm 以上刈払いなどの整地を行うこと。

ク 柵の保全上安全な場所を選定すること。

ケ 地形の変化点(沢等)においては、特に侵入できないよう配慮すること。

コ 既設道がある場合は、その機能は損なわないように配慮すること。

サ 柵内に侵入している日本鹿は、柵外に排除すること。

18 シカ被害防止柵補修事業仕様書

請負者は、シカ被害防止柵の補修事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

シカ被害防止柵補修

(1) 支柱が倒れたり、傾いているところは、支柱を起こし、針金で引張り安定させること。

(2) ネットが破れている所は、針金等で編んで穴をふさぐこと。

(3) 押えロープが浮いているところは

ア あらたにを「杭」使い押えロープを固定し安定させること。

イ 「杭」が使えないところは、針金で根株等を固定し安定させること。

19 獣害防除(テープ巻)事業仕様書

請負者は、テープ巻による獣害防除事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

1 獣害防除の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施すること。

2 使用するテープ及び数量は、別途指示を受けたものとする。

3 テープ巻方法

(1) 主伐対象木に設置し、主幹の欠損木、二又木、曲がり木等の不整形木並びに外部から確認できる空洞木、被害木には設置しないこと。また、立木に巻きついたつる類は区域外からの侵入したつるもすべて切断し、植栽木を損傷しないようにして取りはずすこと。

(2) 立木の地際から高さ 1.5 m の所までビニールテープを螺旋状に巻きつけること。

(3) テープが風等で飛ばされないように処置すること。

(4) テープ巻の取り付け方法は、上端、下端は結ばず、挟み込むだけにすること。

- (5) 巻き付けの締め具合は、樹幹の肥大によるビニールテープの食い込み等を防止するため、きつく巻き付けないこととし、ビニールテープが滑り落ちない程度に行うものとする。

20 獣害防除（軟質プラスチックネット巻）事業仕様書

請負者は、プラスチックネット設置による獣害防除事業の実施に当たっては、設計書及び図面に基づいて施工するほか次の各項を遵守すること。

(1) 材 料

使用する材料は、キズ、破損等があってはならない。

(2) 裁 断

ア プラスチックネットは高さ1.65m×幅63掛の規格で、裁断するものとする。

網目は2cm×2cm、プラスチック製のものを使用すること。

イ 裁断したプラスチックネットは10枚ごとに重ねて丸め、2箇所で結束し、運搬可能な状態にして置くこと。

(3) 設 置

ア 主伐対象木に地際から高さ1.5mとなるように設置し、主幹の欠損木、二又木、曲がり木等の不整形木並びに外部から確認できる空洞木、被害木には設置しないこと。また、立木に巻きついたつる類は区域外からの侵入したつるもすべて切断し、植栽木を損傷しないようにして取りはずすこと。

イ プラスチックネットは、立木を巻くように設置すること。

この際、プラスチックネットはずり落ちない程度に立木に密着させて設置し、網目の重なり部分は4から5マスを目安とする。

ウ 結束は、結束バンドを使用し、上端、下端までの間を均等に6箇所結束すること。

エ ステープルで上端（プラスチックネット上端より2マス目を目安）は1箇所、下端（根張り部分）は1箇所固定すること。

ステープルは肩幅12mm、足長8mmのものを使用すること。

21 野鼠駆除事業仕様書

請負者は、野鼠駆除事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 野鼠駆除の時期については、降雪前とし、散布に当たっては別途指示を受けて実施すること。
- 2 使用する薬剤並びに散布数量は別途指示に従うこと。
- 3 薬剤散布の方法

(1) 手 ま き

ア 散布の方法並びに数量等については別途指示に従うこと。

イ 野鼠の巣や通路になりやすい箇所（笹、下草、落葉層の多い所、沢筋、倒木根株の周辺等）には多めにまくこと。

ウ 野鼠の巣を発見した時は、穴の入口に4～5粒ずつ置いておくこと。

エ 薬剤は一定量を保留しておき、全体に散布した後、まき残した箇所及び林縁部に再度散布すること。

（２） 空 中 散 布

ア ヘリコプターの手配、使用薬剤等については別途指示に従うこと。

イ 散布ムラの発生しないよう散布区域、散布量等について、事前に散布者と十分打合せを行うこと。

4 作業に当たっては、薬剤使用上の注意事項を厳守すること。

22 歩道開設事業仕様書

請負者は、歩道開設事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 歩道開設の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施すること。
- 2 既定の測量線に従って、設計図書に示す巾の立木、雑草その他の地被物を地際から伐倒・刈払い線外に除去すること。
- 3 線内の地表植生及び伐倒木の根茎がほとんど除去される程度に地表をかき起し、踏み固め、そのことによって生じた支障物は線外に除去し、設計図書に示される巾員を確保すること。
- 4 必要な箇所については、切土、盛土を行って路面を作り、滞水又は流水の箇所については、設計図書に示す開渠又は暗渠を設けること。
- 5 丸太橋の設置が必要な場合には、設計図書により指定された丸太の規格・本数及び針金により結束し、安定するように架設すること。
- 6 計画巾員内に植栽木がある場合は、それを避けるか、丁寧に掘り取り、他に移植すること。

23 歩道維持（補修・刈払い）事業仕様書

請負者は、歩道維持（補修・刈払い）事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 歩道維持（補修・刈払い）の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施すること。
- 2 設計図書に示された延長及び刈払い巾の笹、雑草、かん木類はすべて刈払い、線外に除去すること。
- 3 刈払い巾員内の倒木枝条等の障害物はすべて巾員外に除去すること。
- 4 路面の崩落又は凹凸の甚だしい箇所は、所定の巾員となるよう整地すること。

24 森林作業道等維持（補修・刈払い）事業仕様書

請負者は、森林作業道等維持事業の実施に当たっては、次の各号によらなければならない。

- 1 事業の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施すること。
- 2 事業に使用する材料は、キズ・破損等があつてはならない。

25 森林作業道等開設事業仕様書

森林作業道等開設事業の実施に当たっては、設計書および図面に基づいて施工するほか、次の各項を遵守すること。

（１）材 料

事業に使用する材料は、キズ、破損等があつてはならない。

（２）伐 開

伐開巾は、設計書により指示された巾で行い、特別に指示がない場合、谷側に巻立てるものとする。

（３）切取盛土

ア 予定路線の中心杭を事前に確認し伐開巾の内で施工する。

なお、施工の際は、測点杭を移動しておくものとする。

イ 切取法勾配は６分、盛土法勾配は１割２分を標準とする。（１．５m以内直切可能）

ウ 山地保全には十分注意する。

エ 路面に雨水が滞水するような残土排土をしてはならない。

（４）構 造 物

ア 編 柵 工

杭を打ち込む深さは、土質の硬軟、傾斜の緩急等の条件により充分打ち込むものとし、原則として最小限杭長の１/２以上打ち込むものとする。

イ 排水施設

湿地または、切取法面から湧水等が生じ、施工中に排水の必要が生じた場合は、監督員の指示を受けなければならない。

（５）路 面 工

施工中現場から小玉石、岩さい等が発生した場合は、路面工に利用する場合もあるので、監督員の指示を受けなければならない。

（６）事業記録、事業記録写真は、起点、終点、主な工作物等について事業着手前と事業しゅん工後の状況について撮影記録し、施工状況を明らかにする。

（７）出来形測定

事業しゅん工後、設計書に基づき測点杭を打ち込み出来形を明らかにする。

附 則

この規程は、公益社団法人長野県林業公社の設立の登記の日から施行する。

附 則「20. ネットロンシートをプラスチックネットに変更」改正

この基準は、平成 25 年 7 月 1 日から適用する。

附 則「8、10-1、10-2、11 の作業種名称変更」改正

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則「5～8・10-1～12 及び 19～20 に区域外から侵入したつも対象とする変更」及び

「8、10-1、10-2、11、12 に溪流内への伐倒木・刈払物の処置対策を追加」改正

この基準は、平成 26 年 11 月 20 日から適用する。

附 則「19、20 の作業種名称変更及び 20 の記述変更」及び「21 軟質プラスチックネット巻を追加」改正

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則「20 硬質プラスチックネット巻の記述変更」及び「21 軟質プラスチックネット巻の固定金具と記述の変更」改正

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則「20 硬質プラスチックネット巻の記述削除」及び「21 軟質プラスチックネット巻の記述の変更」改正

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則「測量事業仕様書 3 精度(1)」改正

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則「10-1 保育間伐Ⅰ事業、10-2 保育間伐Ⅱ事業、11 保育間伐Ⅰ・間伐事業、12 間伐事業、の各仕様書 2 対象木の選定(1)」改正

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則「7 事業写真」及び「10-1 保育間伐Ⅰ事業、10-2 保育間伐Ⅱ事業、11 保育間伐Ⅰ・間伐事業、12 間伐事業、の各仕様書 3 作業の方法(3)」改正

この基準は、令和 7 年 7 月 1 日から適用する。